



加じき

第176号 (特集)

45.11.19 発行

発行 鹿児島県始良郡
加治木町役場

編集 総務課文書係

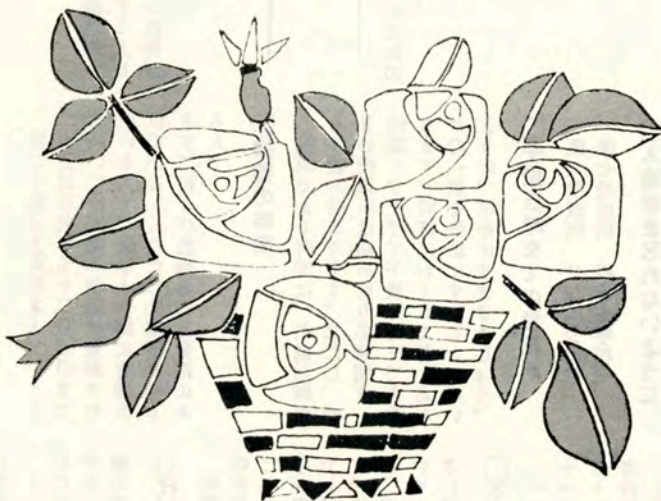
印刷 吉屋印刷所

全ご家庭に、もれなく配布

主権者の目で選ぼう

りっぱな人を!!

= 町長選挙は12月5日です =



わたくしたちは、明るく正しい選挙によってりっぱな人を選ぶため
12月5日の選挙にはみんなそろって投票しましょう。

無効にするな尊い一票

明るく正しく自分で選ぼう

十二月五日は任期満了による、町長選挙が行なわれます。町長の任期は四年となっており、一九七〇年代の加治木の「基本構想」も決定して、豊かな住みよい町づくりが始まっています。

今度の選挙は、加治木町の将来

の発展を背負うべき責任のある人を選ぶ、町民にとっては重大な選挙です。

加治木町に住んで選挙権のある人は、みんな投票に参加し、住みよい住民生活の向上を願って、明るく正しい選挙で、住民の代表者

を選びましょう。

金や品物につられず、義理や人情におぼれず、自分の信ずる人を選んでこそ、正しい政治が行なわれるゆえんです。

立会演説会

十二月二日(水)

すべての候補者の面影に接し、政策をじかに聞くことができるのは、立会演説会しかありません。

昨年末の衆議選のときと変わっただけです。そのほかの投票所は異動ありません。

一になっただけです。そのほかの投票所は異動ありません。

各候補者を比較検討し、直接、自分自身で判断することが出来る唯一の機会です。候補者の話しを十分聞いて、投票しましょう。

町長選挙の立会演説会は、つぎのとおりです。

期日 十二月二日(水)

時間 午後七時から

場所 柁城小学校講堂

投票所

町長選挙の投票所は、つぎのとおりです。入場券に書いてある投票所名を間違わないよう、気を付けてください。

投票区	投票所名
第一投票所	福祉センター
第二 "	性応寺
第三 "	錦江小学校
第四 "	木田内場公民館
第五 "	永原小学校
第六 "	ひなば公民館
第七 "	鎮守小学校
第八 "	西浦公民館
第九 "	小山田集乳所
第十 "	竜門小学校
第十一 "	中野小学校

投票の注意

投票できる人

満二十歳以上の日本人で、八月二十五日以前から十二月五日まで引続いて住民基本台帳に登録されている人で、選挙人名簿に登録されている人(ただし失権者は除きます)および登録される資格のある人。

投票の時間

投票できる時間は、午前七時から午後六時までです。ただし、つぎの投票所は締め切りの時間を一時間くり上げて午後五時までとなります。時間におくれて尊いあなただけの一票を無駄にすることのないように、早めにすませましょう。

午後五時までの投票所

第六投票所 ひなば公民館
第七投票所 鎮守小学校

入場券を忘れないように

投票所においてのときは、入場券をお忘れなく持参ください。万一、入場券をなくしたり、当日忘れたりしても投票はできません。投票所の係員にその旨、お話しください。

そのときは本人であることを証明するものを提出してください。また、いろいろおたずねすることもあります。

投票所を間違えないこと

入場券に指定された投票所でないこと、投票はできません。よく確かめましょう。とくに最近、転居したかたは気をつけてください。

十一月以降、町内転居をされたかたは、選挙人名簿の住所移動を中止していますので、もとの住所地の投票所になっています。

代理投票もできます

投票は、投票用紙に自分で書くのが原則ですが、からだか不自由だったり、目が見えなかったり、字が書けないために、自分で投票できない人は、代理投票ができます。投票管理者に申し出ていただきます。投票の秘密は絶対に守られていますから安心して申し出てください。

不在者投票

十二月五日に投票できない人は十一月二十八日から選挙期日の前日十二月四日までの間なら、不在者投票ができます。

そのときは必ず、不在者投票をする事由の証明書が必要です。勤務の都合による場合は所属長、旅行や滞在の場合は関係市町村長、病人などの場合は医師などを、その事由にわけて指定してありますので、それらの証明をつけて申し出てください。

転出した人は加治木に住所がないので、不在者投票もできません。